

第2回西知多医療厚生組合議会臨時会

会 議 録

平成30年5月24日

西知多医療厚生組合議会

平成30年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定について	6
副議長の選挙	6
議会運営委員会委員の指名	8
諸般の報告について	8
西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について	8
西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	10
損害賠償の額の決定について	13
損害賠償の額の決定について（その2）	15

平成30年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 平成30年5月24日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員 (13人)

1番 早川直久

9番 古俣泰浩

2番 蔵満秀規

10番 渡邊眞弓

3番 田中雅章

11番 大村 聡

4番 北川明夫

12番 勝崎泰生

5番 川崎 一

13番 島崎昭三

6番 工藤政明

14番 富田一太郎

7番 井上純一

4 不応招議員 (1人)

8番 竹内慎治

5 開閉の日時

開会 平成30年5月24日 午前9時30分

閉会 平成30年5月24日 午前10時30分

第1日 (5月24日)

1 出席議員(13人)

1番	早川直久	9番	古俣泰浩
2番	蔵満秀規	10番	渡邊眞弓
3番	田中雅章	11番	大村 聡
4番	北川明夫	12番	勝崎泰生
5番	川崎 一	13番	島崎昭三
6番	工藤政明	14番	冨田一太郎
7番	井上純一		

2 欠席議員(1人)

8番 竹内慎治

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	鈴木淳雄	副管理者	宮島壽男
副管理者	佐治錦三	副管理者	鈴木希明
会計管理者	蒲田重樹	代表監査委員	小幡勇次
[総務部]			
総務部長	矢野明彦	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木美喜子
ごみ処理施設建設課長	浅井紀克		
[公立西知多総合病院]			
病院長	浅野昌彦	病院事務局長	岡田光史
管理課長	平岩資久	管理課課長兼 人事管理室長	和田真貴
管理課課長兼 健診センター課長	澤田和典	医事課長	守山直宏
医事課課長兼 経営戦略室長	杉山誠一	医療情報課長	山田淳一郎

医療情報課統括主幹兼 小林 智 里

診療情報管理室長

[公立西知多看護専門学校]

看護専門学校長 竹内 晴 子 庶務課長 前田 達 郎

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長 小島 康 弘 健康福祉監 山内 政 信

[知多市]

環境経済部長 早川 毅 健康部長 市田 政 充

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 林 絵 美 書記 牧野 達 弘

書記 都築 直 孝

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3		会期の決定について
4		副議長の選挙
5		議会運営委員会委員の指名
6		諸般の報告について
7	1 5	西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について
8	1 6	西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
9	1 7	損害賠償の額の決定について

追加	18	損害賠償の額の決定について（その2）
----	----	--------------------

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(5月24日 午前9時30分 開会)

議長（富田一太郎）

皆さん、おはようございます。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦勞さまでございます。

会議に入る前に、知多市議の竹内慎治議員から欠席の届出がありましたので、皆様にご報告いたします。

続いて、去る4月、東海市の議員選挙により、組合議員の交代がございましたので、ここでご出席の皆様へ、お手元の名簿の順番に従いまして、自己紹介をしていただきたいと思います。

指名はいたしませんので、東海市選出議員から順次、お名前・所属委員会等の自己紹介をお願いいたします。

(① 東海市選出議員 ② 知多市選出議員 自己紹介終わる)

ありがとうございました。

次に、理事者側につきましても、管理者から順次、自己紹介をお願いいたします。

(① 理事者側 ② オブザーバー 自己紹介終わる。)

ありがとうございました。

現在の出席議員は、13人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成30年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（鈴木淳雄）

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

本日は、平成30年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」始め3件の議案でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき御議決を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

議長（富田一太郎）

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（富田一太郎）

日程第1「議席の指定」を議題といたします。

東海市選出議員の議席については、ただいま御着席の席とし、会議規則第3条第1項の規定により、1番早川直久議員、2番蔵満秀規議員、3番田中雅章議員、4番北川明夫議員、5番川崎一議員、6番工藤政明議員、7番井上純一議員、以上のとおり指定いたします。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、7番井上純一議員、9番古俣泰浩議員を指名いたします。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（富田一太郎）

次に、日程第4「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第11

8条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議長によりまして指名することに決定しました。

従来 of 慣例によりまして、東海市議会議長の早川直久議員を副議長に指名したいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました早川直久議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました早川直久議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました早川直久議員に会議規則第31条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

それでは、就任の御挨拶をお願いいたします。

副議長（早川直久）

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様からの御推挙によりまして、西知多医療厚生組合議会の副議長を拝命いたしました早川直久でございます。今後は組合議会のために議長を支え努力してまいり所存でございますので、どうぞ皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。まして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

議長（富田一太郎）

よろしく申し上げます。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第5「議会運営委員会委員の指名」を議題といたします。

議会運営委員会委員の指名については、委員会条例第3条の規定により、蔵満秀規議員、北川明夫議員、以上2人を指名いたします。

この際、議会運営委員会の開催のため暫時休憩いたします。

議会運営委員会の開催については委員会室で行いますので、委員の皆様は御参集ください。

なお、再開時刻につきましては、後ほどお知らせいたします。

（休憩 午前9時40分）

（再開 午前9時50分）

議長（富田一太郎）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会の委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に蔵満秀規議員が選出されました。

また、提出議案が1件追加されましたので、追加議案と変更後の議事日程を配付いたします。

なお、追加議案の質疑に限り、事前通告制としない取扱いとすることを議会運営委員会で決定いたしました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第6「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成30年1月分及び2月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

議長（富田一太郎）

続いて、日程第7、議案第15号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正

について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（矢野明彦）

ただいま上程されました、議案第15号「西知多医療厚生組合 事務分掌条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設に関する分掌事務の変更に伴い、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第15号「西知多医療厚生組合 事務分掌条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条第6号の改正は、平成29年度に新しいごみ処理施設の完成後の維持管理業務の主体を組合とすることが両市で合意され、組合規約の改正を行ったことを受けまして、字句の整理をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第15号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございました。全員賛成の挙手を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

日程第8、議案第16号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（岡田光史）

ただいま上程されました 議案第16号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地域医療支援病院の承認に伴い、初診時又は再診時に選定療養費の徴収が義務となるため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては医事課長からご説明申し上げます。

医事課長（守山直宏）

議案第16号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

まず、選定療養費とは、国により一定の基準を満たした医療機関に対して、保険診療分の初診料又は再診料とは別に徴収することが義務付けられた療養費でございます。

別表中の改正は、使用料及び手数料区分の追加で、選定療養費に係る初診料1件2,160円を、紹介状を持参せず初診で当院を受診する患者に対し、医科5,400円、歯科3,240円を徴収する、また、他の医療機関に文書により紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した患者については、再診時に医科2,700円、歯科1,620円を徴収する改正でございます。

附則第1項は施行期日で、地域医療支援病院の認定を受けた場合に改正後の選定療養費を徴収することが必須となりますが、この認定の取得が県の審査、決定に委ねられるところであり、組合主体で決定できるものではないため、管理者が定める日を施行日とし、承認日が確定した時点で当該施行日を定める規則を制定いたします。

現在、関係機関と事前の調整をしており、概ね10月1日に承認を受けられる見込みであり、これに向けた住民への周知PRに努めてまいります。

附則第2項は適用区分で、改正後の西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する

る条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に受付をした診療に係る選定療養費について適用し、同日前に受付した診療に係る選定療養費については、改正前の西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例別表に規定する金額とするものがございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（古俣泰浩）

3点お願いします。

1点目、選定療養に係る初診料、改定した金額の根拠について、2点目、紹介率・逆紹介率の推移と期待される効果について、3点目、市民への周知について以上お願いします。

医事課長（守山直宏）

御質問の1点目「選定療養に係る初診料、改定した金額の根拠について」でございますが、厚生労働省が定める保険医療機関及び保険医療養担当規則の第5条に基づき、特定機能病院及び一般病床400床以上の地域医療支援病院に、紹介状を持参せず初診で当該医療機関を受診する患者さんに対して、初診料とは別に医科5,000円以上、歯科3,000円以上徴収すること、また、他の医療機関に文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した患者については再診時に医科2,500円以上、歯科1,500円以上徴収することが義務づけられております。

当院は、地域医療支援病院の承認を得られる見込みであり、一般病床数が400床以上であることから、この規則のとおり選定療養に係る初診料及び再診料の徴収義務が生じるため、条例改正するものであり、改定金額につきましては規則に定められている最低金額に消費税を加算した金額でございます。

次に2点目、「紹介率・逆紹介率の推移と期待される効果について」でございますが、

紹介率は平成28年度は年間平均57.4%、平成29年度58.1%で、平成30年4月は63.5%となり、逆紹介率は平成28年度77.5%、平成29年度88.2%、平成30年4月は100.4%となり、どちらも順調に伸びてき

ております。

地域医療支援病院の承認を受けることにより期待される効果といたしましては、地域の診療所と当院の適切な役割分担がより明確化され、地域医療の充実が図られていくものと考えております。

次に3点目、「市民への周知について」でございますが、議決後すみやかに、ホームページや両市広報等により広く周知してまいります。

また、病院の玄関や掲示板等の目に付きやすいところにポスターを掲示するとともに、近隣の開業医に説明文書やポスターを配布し、理解を促してまいります。

13番議員（島崎昭三）

提案理由に地域医療支援病院の承認に伴う改正とありますが、地域医療支援病院の承認を受けるための条件は何か。また、承認を受けるまでのスケジュールはどのようなになっているかお聞きします。

医事課長（守山直宏）

ご質問の「地域医療支援病院の承認を受けるための条件はなにか。また、承認までのスケジュールはどのようなか」でございますが、医療法及び同法施行規則に定められている承認の要件として、「エイズ治療の拠点病院又は地域がん診療拠点病院であり保険医療機関の指定を受けていること」「紹介率50%以上であり、かつ、逆紹介率70%以上であること」「施設や設備を地域の医療機関に開放し、共同利用に関わる運営規程を明示して利用を促すこと」「年間救急搬送患者数が1,000人以上であること」「地域の医療従事者に対する研修会を年間12回以上主催すること」のほか「公益財団法人日本病院機能評価機構などの第三者による病院の機能について、評価を受けていること」などがあり、当院はこれらの条件を平成30年2月に全て満たしました。

承認までのスケジュールにつきましては、5月に書類審査、6月に「事業計画書の提出」8月に「知多半島保健医療福祉推進会議の意見聴取」9月に「承認申請書の提出」及び「承認に係る意見の聴取」が行われ、同月の「愛知県医療審議会の承認」を経て、地域医療支援病院となる見込みでございます。

議長（富田一太郎）

ほかに、よろしいですか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第16号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成の挙手を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程第9、議案第17号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（岡田光史）

ただいま上程されました、議案第17号「損害賠償の額の決定について」につきまして御説明申し上げます。

損害賠償の額及び相手方といたしましては、賠償額250万円を個人に賠償するものでございます。

事故の概要につきましては、平成29年4月10日、相手方患者が頭痛、吐き気、胸痛を訴えて当院に入院し、同月17日、消化器内科において上部消化管内視鏡検査を施行し、病理検査で胃潰瘍と診断され、同月26日に退院となりました。

同年5月12日、相手方患者が一過性の意識消失で当院救急外来受診後入院し、転移性脳腫瘍の疑いと診断され、長期療養が予想されたため、同年6月15日に他院へ転院となりました。同日、4月17日の病理検査において、当該患者の検体と他の患者の検体との取り違えがあり、当該患者は胃潰瘍ではなく、転移性胃がんであったことが判明いたしました。

4月17日の時点で、転移性胃がんと診断され、当該患者及びその家族に説明がなされていれば、同年7月23日に亡くなるまでの間、医療水準にかなった治療や

生活の質を高めることができたという治療期待権侵害に対する慰謝料250万円を賠償することで内諾を得ましたので、本議案を上程したものでございます。

なお、この賠償額につきましては、保険会社から全額補填されます。

日頃より、細心の注意を払い診療を行っているところでございますが、このような事故が起きましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（古俣泰浩）

2点お願いいたします。御説明の損害賠償の額の根拠について、本件が医療事故調査制度の対象となる事故か否かについてお願いいたします。

経営戦略室長（杉山誠一）

御質問の1点目「損害賠償の額の根拠について」でございますが、本件における相手方の損害の内容は、4月の時点で検体の取り違えがなく、胃がんであることが患者と家族に説明されていれば、7月23日に亡くなるまでの間、医療水準にかなった治療や生活の質を高めることができたという期待権の侵害であり、損害賠償額につきましては、顧問弁護士と協議し、医療行為と結果に因果関係があったと判断された過去の裁判例等における治療期待権侵害に対する慰謝料の額を参考にして算定したものでございます。

次に2点目「医療事故調査制度の対象となる事故か否かについて」でございますが、医療事故調査制度の対象となる「医療事故」は、医療法第6条の10第1項において、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるもの」と定義されております。

本件の患者は死亡しておりますが、その死亡自体は、当院で提供した医療に起因するものではないため、調査対象には該当しておりません。以上でございます。

議長（富田一太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

(「なし」の声)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第17号「損害賠償の額の決定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

続きまして、日程追加となりました、議案第18号「損害賠償の額の決定について（その2）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業局長（岡田光史）

ただいま上程されました、議案第18号「損害賠償の額の決定について（その2）」につきまして御説明申し上げます。

損害賠償の額及び相手方といたしましては、賠償額500万円を個人に賠償するものでございます。

事故の概要につきましては、平成28年12月23日、相手方患者が腹痛・嘔吐により当院救急外来を受診。上下腹部造影CTを実施し、腸閉塞と診断し緊急入院となりました。

同月25日に当該CT画像について、当院放射線科読影医による読影で「S状結腸がん、多発リンパ節転移の疑い。内視鏡にて精査ください。」等と記載された画像診断報告書が作成されましたが、報告書が主治医に届かず、電子カルテ上も未読のままとなりました。そのため、S状結腸がんについての処置は行われず、保存的治療のみで、同月28日に軽快退院となりました。

平成29年7月30日、相手方患者が腹痛により、当院救急外来を受診。CTに

より大腸閉塞、S状結腸がんの所見ありと診断され入院となり、翌31日にS状結腸がんによる大腸閉塞に対して、大腸ファイバー及び内視鏡下大腸ステント挿入術が施行されました。この際、前回入院時の画像診断報告書の見落としが判明しましたが、8月4日の相手方患者と妻に対するS状結腸がんの告知と手術実施説明時には、患者に動揺を与えることによる手術への影響を考慮し、前回入院時の画像診断報告書の見落としについては説明しませんでした。

同月9日、腹腔鏡下S状結腸切除術が施行され、術後の経過が安定し退院となった同月21日に初めて前回入院時の画像診断報告書の見落としがあったことを説明しました。

その後、当院外来にて化学療法を開始しましたが、平成30年2月20日、腹水増量などにより当院に入院となり、同月28日愛知県がんセンター中央病院に転院のため退院となりました。

この間、相手方患者より、病院側の説明等に対する不信感や不満の訴えがありましたが、同年3月損害賠償についての申し出があり、交渉の結果、治療期待権侵害に対する慰謝料や肉体的負担の増加に対する慰謝料等500万円を賠償することで、この5月16日に内諾を得ましたので、直近の議会である今回臨時会に本議案を追加上程したものでございます。

相手方患者への補償対象につきましては、1つ目として、初回入院時の画像診断報告書の見落としのため、S状結腸がんの治療に約7か月の遅れが生じたことによる治療期待権侵害、2つ目として、がんの進行によって腸管の狭窄を生じたため、大腸閉塞を起こし、手術前に腸管の狭窄を解除するため大腸ステント挿入術による治療が行われ入院治療が長期化したこと及びS状結腸の腸管の切除範囲が大きくなり肉体的負担が増加したこと並びに患者の予後や生活の質に負担をかけたこと、3つ目として、2回目入院時に画像診断報告書の見落としに気づいてから、患者への説明が約1か月遅れたこととございます。

損害賠償金額につきましては、顧問弁護士と協議し、過去の裁判例等における慰謝料の額を参考にして算定しております。

なお、この賠償額につきましては、保険会社から全額補填されます。

未読防止策につきましては、医療安全管理室において検討し、現在、救急外来症例では、読影結果を紙に印刷し取りまとめて救急外来医師にすべて渡し、必ず目を

通したうえで、取りまとめ救急外来医師から主治医に読影結果を渡すこととし、一般外来、入院患者などの症例では、放射線科医師から主治医に対し、CT等の読影結果から緊急処置や手術が必要と考えられる場合は、直接電話をすること、精密検査が必要と考えられる場合は、院内メールで連絡するとともに、入院・診察日が近い場合には電子カルテの患者掲示板に記載することとしております。さらに、電子カルテシステムの改修を行い、放射線読影医が異常を発見するなど注意喚起が必要な場合に、依頼した医師が使用している電子カルテ端末にメッセージを表示する機能、救急科受診時に記載された画像診断報告書を、次回診察時にポップアップ表示して通知する機能、画像診断報告書の未読、既読、重要度の状況を医師、診療科、病棟毎に一覧表示し管理する機能を追加いたしました。

日頃より、細心の注意を払い診療を行っているところでございますが、このような事故が起きたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（富田一太郎）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番議員（古俣泰浩）

1点お願いします。本件につきまして当組合が瑕疵担保責任を問われることはないと言い切れるのでしょうか。

医事課長（守山直宏）

本件について、瑕疵責任を問われることはございません。

和解契約書と覚書を交わしてございます。

9番議員（古俣泰浩）

くどいようですが、確認ですが、契約書を結んだということは、先ほどの17号のように不幸にして将来、お亡くなりになった場合に、質の高い生活を送れるという期待権というの、契約書に含まれているという理解でいいのですね。

医事課長（守山直宏）

含まれているものでございます。

病院事業局長（岡田光史）

少し訂正させていただきます。

和解契約書は議決後に締結する予定でございまして、覚書の方で、このような内

容の和解契約書を議会議決後に締結することを交わしたところでございます。

議長（富田一太郎）

以上ですか。ほかによろしいですか。

7番議員（井上純一）

ひとつ伺いたしますが、この病院はがん拠点病院を目指しているのですよね。

こういうことが起きるといのは、俄かに信じがたい。がん拠点病院を目指している病院でありながら。また、もうひとつは、がんセンターに転院されたということだが、がん拠点病院を目指す西知多総合病院で最後まで治療が出来なかった理由は何でしょうか。

病院長（浅野昌彦）

まず、画像診断でございますが、今の画像診断はかなり精細にいろいろな臓器の変化を映します。

救急外来におきましては、まず症状に合わせた状態がどこにあるのか画像診断で行いますが、その際に、それ以外の場所に変化が映っていることがあります。これも当然、担当医が読影し理解しなければならないのだが、なかなかそこまで出来ていないのが現状です。それを補うために放射線会議が実施され異常所見が記載されます。

今回、12月23日の夜間に患者さんがみえ、腸閉塞ということが判明いたしました。しかしながら、その画像を精査いたしますと、S状結腸の壁に気孔があるということでS状結腸がんの疑いがあるということで精査してくださいとコメントが出ました。これが25日です。しかしながら、年末に差し掛かり、このレポートが主治医の目に届くことがなく、そして主治医も確認することなく、患者さんも症状が軽快したため退院されました。そして7月に病気が進行して腸閉塞となって再び入院されました。その際に過去の画像を見ましてレポートが未読であるというミスが判明いたしました。これはあってはならないことですが、実際、どこの医療施設でも在りうることです。現在は、読影した放射線科医が、必ず主治医に届くようなメールシステムを作り、直接電話したりと確認し見落としがないと考えています。そして患者さんにつきましては、ステージ3の進行がんでございます。ガイドラインに沿って適切な手術を行いました。そして判明したことは手術前の12月も、手術後の

ファイナルステージもステージ3とステージングの移動はありませんでした。ステージ3にかかる補助化学療法を当院で行いました。しかしながら患者さんは非常に不信感を持ってみえて当院での治療はこれ以上受けたくないという判断をなされました。連携をしている、がんセンターを御紹介しまして現在はがんセンターにかかっておられます。我々としては、手術をして化学療法をして万が一再発しても最後まで治療する方針で変わりませんが、患者さんがそのように選択されたので、残念ながら現在はがんセンターへ通院されてみえます。それから、我々はこの知多半島北部でのがん拠点病院を目指しております。がん拠点病院である以上、精密な診断、正確な診断、適切な治療、早期から終末期に至るまでを整備しております。しかしながらこのような事態を招き大変申し訳なく思っております。今後このような事がないように報告されたレポートは必ず目を通して、患者さんに被害を与えないように職員に伝えております。

更に注意を怠らないように留意してまいります。申し訳ございませんでした。

13番議員（島崎昭三）

経過等につきましては詳細に説明をいただきましたし、事務局長と院長からも平生においても、いろいろな取り組みをしていくという決意が述べられました。

しかし今回の事故は、ヒューマンエラーが一番の大きな原因だと思いますので、主治医が見落とした場合のヒューマンエラー対策が必要でないかと考えます。そういった点はどのように考えられているのか、1点お伺いいたします。

病院事務局長（岡田光史）

主治医が見落とした場合という御質問でございますが、そのための対策といたしまして、読影医の方から直接電話をすること、メール連絡をすることなどと共に、電子カルテシステム上もポップアップ表示や既読、未読、重要度の一覧管理を行っており、未読になったものはチェック出来ますので発生しないと考えております。

議長（富田一太郎）

よろしいですか。ほかありませんか。

5番議員（川崎一）

この文章のなかでも主治医に電子カルテが到達しなかったというのが、あまり理解できないのだけど、システムとして未決済のものがずっと残るようになっているのか、それとステージ3の進行性のがんということだけど7か月前にやった時にも

わかっていたのか、もうひとつ腸閉塞とS字結腸の関係があるのか。そのために起っているのか。あと、プレスへの発表はどうなっているのでしょうか。4つお願いします。

医事課長（守山直宏）

今回の12月の未読の件ですけど、その時は紙で研修医には渡っていたのですがその後、主治医に渡らなくなったというのが原因でございます。ですので、先ほどの改善点のチェック機能を追加したことによりまして、現在はそのようなことはないと考えております。

病院長（浅野昌彦）

電子カルテ上でのしくみでございますが、必ずレポートは電子カルテに載るようになっていきます。

しかし、これを読んだか読まないかというチェック機能が今まではなく、現在はこちらにかかるようになっていきます。必ず、電子カルテを立ち上げると未読レポート一覧が表示されます。

この患者さんは救急でみえ、検査は緊急でやりました。レポートは2日後にでました。これを参照する必要があるのですが、この患者さんにおかれましては、主治医が見落とししたのが事実です。現在は読影されないものは、すべて表示されますので、レポートを読むシステムになっております。そして悪性が疑われる場合には、放射線以外に新たにフォローをして、適切な診療が行われているかということを追跡してまいります。

それから、ステージ3におきましては12月の時点でのステージ3というのは、あくまでも画像上のものでありまして、最終ステージではございません。翌年の7月に精査してS状結腸が判明し、これを前提に12月の画像と見比べてみるとステージ3でございました。ステージングの進行はございませんでした。12月緊急入院の際の所見は小腸炎であります。

医事課長（守山直宏）

マスコミへの報告についてでございますが、当院の医療事故公表基準から本症例の患者への影響度はレベル3bというところでございます。これは、誤った医療行為が実施され、その結果、継続的な処置治療が必要になった事例で、例えば死亡例ですとレベル5、永久的な後遺症が残り有意な機能障害に問題が残る場合レベル4

bで、こちらは個別公表をするということになっていますが、それ以下の部分の3bでございますので医療事故公表基準に照らし合わせて今回の事故はホームページ上での、その他の全体の報告ということになりマスコミへの特段の報告にはないとなっております。以上でございます。

議長（富田一太郎）

以上ですか。ほかによろしいですか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第18号「損害賠償の額の決定について（その2）」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（富田一太郎）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（鈴木淳雄）

議長のお許しを得ましたので、第2回臨時会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本日は慎重に御審議をいただき御議決を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（富田一太郎）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成30年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会
を閉会いたします。

終始、ご協力ありがとうございました。

（5月24日 午前10時30分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年5月24日

西知多医療厚生組合議会 議長 富田 一太郎

7番署名議員 井上 純一

9番署名議員 古俣 泰浩